

1 区民意見の反映について

平成 24 年 5 月から、定例・臨時を合わせて延べ 18 回の運営協議会において、地域住民代表と協議を重ねるとともに、平成 25 年 2 月に事業実施前の住民説明会を 2 回、平成 26 年 2 月に建替計画素案の住民説明会を 4 回実施し、丁寧な説明を行いながら、地域住民の意見・要望の聴取を行い、可能な限り建替計画に反映しました。

整備事業を進めるに当たっては、整備事業のコンセプトを「地域にとけ込み、親しまれる清掃工場」と定め、区民に開かれた清掃工場を目指して計画策定調査を行いました。

今後も、丁寧な説明に努めながら、地域住民との協議を進めていきます。

2 まちづくりについて

整備事業を進めるに当たっては、目黒区基本計画である「ともにつくるみどり豊かな人間のまち」の実現に寄与するため、区民の安全・安心の確保、周辺環境への配慮について十分検討しました。

今後は、環境影響評価手続きを進める中で、環境への配慮について明らかにし、丁寧な説明を行います。

3 施設建築物の規模について

工場棟については、建物高さの低減を図った結果、高さは約 3 m、地上部の建物容積は約 1 割、現工場より縮小され、圧迫感の低減を図りました。

デザイン等については、「目黒区景観計画」を踏まえるとともに、地域住民等の意見・要望に沿った色彩・形状の採用や建物壁面のセットバック、建物緑化を図りました。

今後も、建替工事の実施設設計等において、施設建築物の規模について検討を行い、圧迫感の低減に努めます。

4 環境対策について

大気汚染については、自己規制値を現工場より厳しく設定し、最新の排ガス処理設備を導入します。騒音対策については、田道小学校等の近隣に配慮し、清掃車の周回道路の一部を覆蓋で覆うなど、対策に努めます。また、太陽光パネルによる自然エネルギーの活用、雨水利用及び省エネルギー対策を積極的に取り入れます。

雨水流出抑制対策については、目黒区の雨水流出抑制に係る指導要綱・要領の規定に基づく計画とし、今後も目黒区と協議を進めます。

5 防災対策について

煙突や施設の耐震性、防火対策については、関係法令に基づき、安全性を十分に確保する計画としました。また、地域の防災区民組織や消防団等による防災活動については

引き続き協力していきます。

緩衝緑地は、災害時の地域貢献に資するため、今後、目黒区及び地域住民の意見を聴きながら整備を進めていきます。

6 緑化対策について

建物の屋上緑化、壁面緑化や接道部の緑化を行い、緩衝緑地を含め既存工場以上の緑化を図りました。緩衝緑地の整備については、今後、目黒区及び地域住民の意見を聞きながら進めていくと共に「目黒区生物多様性地域戦略」にも配慮して検討を行います。

緩衝緑地に埋設している汚染土壌の封じ込め槽については、地下水調査により安全性の確認を行いました。今後も地下水調査を継続して実施し、安全性を確認していきます。

7 区施設への配慮について

区立施設への熱供給については、建替後も継続して実施します。また、現工場内の清掃リサイクルエリア（シルバーアトリエ）の整備については、目黒区と十分な調整を行っていきます。

8 清掃工場の機能充実について

清掃関連の展示コーナーや見学者設備について一層の充実を図り、区民に環境学習の場を提供するとともに、清掃工場主要設備を見学できるバリアフリー化した見学ルートを計画しました。今後、建替工事の実施設計等において検討を行います。

また、清掃車両の安全運行動線を確保するとともに、必要な施設を適切な場所に整備します。

9 工事中の安全対策について

工事中の車両の出入りについては、交通整理員を配置するなど交通安全に配慮します。また、解体時には建物全てを仮設のテントで覆い、生活環境への影響を最小限にするよう努めていきます。

なお、生活環境への配慮事項については、環境影響評価手続きを進める中で明らかにし、丁寧な説明を行います。